

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 栗原 収

記

1 監査の種類 指定管理者監査

2 監査実施日 令和5年11月2日

3 監査の方法

足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
社会福祉法人 足利市社会福祉 協議会	令和4年度 泗水学園指定管理料 202,511,520円	指定管理料に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められた。

5 意見・要望

文書管理において、日付処理等の基本的な誤りが見受けられたため、適切な事務処理を心掛けられたい。